



ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」

平成21年4月30日

各 位

会 社 名 株式会社マネーパートナーズグループ 代表者名 代表取締役社長 奥山 泰全 (コード 8732 大証ヘラクレス) 問合せ先 取締役CFO 中西 典彦 (TEL. 03-4540-3804)

平成21年4月28日公表の金融庁パブリックコメントについて

平成21年4月28日、金融庁より『「金融商品取引業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について』及び『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表について』が公表されましたので、当社子会社の株式会社マネーパートナーズの対応状況を下記のとおりお知らせいたします。

今回公表された改正案は、「カスタマーファースト」を企業理念の一つとして掲げ顧客保護やリスク管理 態勢の整備に取り組んでまいりました当社グループにとっては、外国為替証拠金取引業界の健全な発展を促 進する措置として歓迎すべきものと考えております。

記

1. 外国為替証拠金 (FX) 取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化

今回の金融商品取引業に関する内閣府令(以下、「内閣府令」といいます。)改正案において、デリバティブ取引の内通貨関連デリバティブ取引について、顧客からの預り資産の区分管理の方法を金銭信託 (顧客区分管理信託)に限ることとされ、その契約内容に係る要件が詳細に定められております。また、金融庁の監督上の留意事項として定められる金融商品取引業者向けの総合的な監督指針(以下、「監督指針」といいます。)においては、区分管理についての留意事項等が今回の内閣府令改正案に対応して改正されております。

株式会社マネーパートナーズにおいては、平成18年6月より、ソシエテ ジェネラル グループの日本法人であるエス・ジー・信託銀行株式会社と信託契約を締結し、顧客からの預り資産の区分管理を金銭信託の方法により行っております。今回の内閣府令の改正案及び監督指針改正案に対応するために、従来の信託契約の一部を変更する必要が生じておりますが、現在信託契約の改定準備はほぼ終了しており、改正内閣府令の施行前に改定作業は完了する見込みであります。なお、当該改定に伴う当社グループの業績及び財政状態への影響はありません。

2. 金融商品取引業者にFX取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付け

今回の内閣府令改正案において、金融商品取引法第40条第2号に定める業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがある状況として、ロスカット取引を行うための十分な管理体制を整備していない状況及びロスカット取引を行っていないと認められる状況が新たに定められております。また、監督指針改正案においては、ロスカット取引に関する顧客への説明態勢やリスク管理態勢についての留意事項が新たに定められております。

株式会社マネーパートナーズにおいては、既にFX取引サービス開始当初よりシステムによる自動ロスカット取引制度を採用しており、今回の内閣府令の改正案及び監督指針の改正案に向けて、新たな対応は必要ありません。

3. 低スプレッド取引に係る勧誘・説明態勢及びリスク管理態勢に関する留意事項

今回の監督指針改正案において、低スプレッド取引を提供する店頭FX取引業者に対して、顧客への 勧誘・説明態勢についての留意事項及び低スプレッド取引が収益構造に及ぼすリスクに関する管理態勢 についての留意事項が新たに定められております。

株式会社マネーパートナーズにおいては、勧誘・説明態勢に関する留意事項で述べられているスリッページ(顧客が注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違)について、ストリーミング注文においてスリッページしないこと、約定拒否をしないことをもって同業他社との「目に見えない商品性」の差別化を図るなど、今回の改正に先んじて取引の透明性確保に取り組んでまいりました。また、リスク管理態勢に関する留意事項についても、株式会社マネーパートナーズはお客様にリーズナブルなスプレッドでの取引を提供できるよう企業努力を積み重ねておりますが、お客様への提示スプレッドはインターバンクにおけるスプレッドをもとにリスク等に見合った適正な利潤が得られるよう合理的に定めており、今回の監督指針改正案に向けての特段の対応は必要無いものと考えております。

なお、証拠金規制については、金融庁からの『「金融商品取引業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について』において、「FX取引について店頭取引・取引所取引共通の証拠金規制を導入する方向で内閣府令で早急に手当てすることを検討しているところ」と述べられており、現時点では証拠金倍率の規制について具体的な数値については言及されていない点で当社が平成21年4月24日付「本日の一部報道について」でお知らせを行った状況から変化はありません。

今後も、当社グループは、「カスタマーファースト」の理念のもと、健全で透明性の高いサービスの提供に努め、外国為替証拠金取引市場の健全な発展に寄与してまいりたいと存じます。

以上